

小規模企業共済制度

のご案内

個人事業主(共同経営者含む)または会社等の役員の方が事業をやめたり退職したりした後の生活に備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

国が作った経営者のための退職金制度

小規模企業共済のポイント

1 掛金は全額所得控除

確定申告の控除欄

所得から差し引かれる	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寄附金控除	⑯	
	寡婦、寡夫控除	⑰	
	勤労学生、障害者控除	⑱	

ここにご注目!!

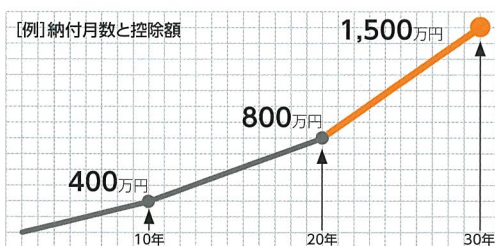
掛金金額36万円(3万円×12か月)
課税所得金額が400万円であれば、
109,500円の節税!

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額		
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	367,000円

2 共済金の受取も退職所得となります

- ◎本制度での退職所得控除の勤続期間は掛金納付月数であり、退職所得控除額は、掛金納付月数が長いほど大きくなります。



- 一括での受け取り…退職金扱い
- 分割での受け取り…公的年金等の雑所得扱い

納付月数が長いほど退職所得控除額は、大きくなります。

加入は
お早めに!!



3 事業資金も借りられます

- ◎事業の都合で資金が必要となった場合に、納付済掛金の額(最高2千万円)の範囲で貸付が受けられます。

特別貸付制度(年利0.9%)

傷病災害時貸付、創業転業時・新規事業展開等貸付、福祉対応貸付、緊急経営安定貸付、事業承継貸付、廃業準備貸付

一般貸付制度(年利1.5%)

上記の特別貸付の要件に該当しない事業資金または事業に関連する資金の貸付

豊かな老後の資金2,000万円を目指しましょう！

◎月額1,000円から70,000円まで500円単位で自由にえらべ、増額・減額がいつでもできます。

●一目でわかる小規模企業共済節税額早見表

課税所得金額	200万	400万	600万	800万	1,000万
1万円/月 (12万円/年)	20,700	36,500	36,500	40,100	52,400
3万円/月 (36万円/年)	56,900	109,500	109,500	120,500	157,300
5万円/月 (60万円/年)	93,200	182,500	182,500	200,900	262,200
7万円/月 (84万円/年)	129,400	241,300	255,600	281,200	367,000

平成29年4月1日の税率に基づき試算しています。(単位：円)

●掛金月額1万円を変更せずかけ続けた場合、いくら貰えるの？(7万円の場合は7倍)

主な事由		A共済事由	B共済事由	準共済事由
個人事業主		廃業・事業譲渡 死亡※1	老齢給付	法人なり後、 役員未就任
会社等役員		会社解散	死亡、65歳以上 退任※2	退任
掛金納付年	合計額	共済金A	共済金B	準共済金
5年	60万円	621,400	614,600	600,000
15年	180万円	2,011,000	1,940,400	1,800,000
30年	360万円	4,348,000	4,211,800	3,832,740

※1 平成28年4月以降に配偶者または子へ事業を全部譲渡した場合A共済事由になります。

※2 会社等役員も個人事業主・共同経営者と同様老齢給付の受給資格はございます。

◎2,000万円を70歳で受け取るプラン事例



30歳加入！月額5千円で始め増額し積立てる！



本制度における退職所得控除の勤続期間は掛金納付月数です。
早期に加入すれば、勤続年数を増やすことに繋がり、受取り時に有利となります。



49歳加入！月額掛金を7万円で積立てる！



※中小機構公式サイトの小規模企業共済加入シミュレーションで試算した概算です。

課税所得金額は、30歳で加入時は300万円、5年おきに100万円所得が増え、65歳で1,000万円に達する例として試算しています。

課税所得金額は、49歳で加入時は700万円、5年おきに100万円所得が増え、64歳で1,000万円に達する例として試算しています。

加入対象者は？

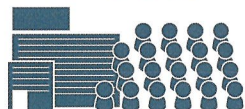
①と②を満たす

①個人事業主およびその共同経営者または、登記されている会社等役員
②常時使用する従業員数の条件

5人以下
小売業・卸売業・サービス業等
(宿泊業・娯楽業を除く)



20人以下
製造業・建設業
運輸業・農業
宿泊業・娯楽業等



※「常時使用する従業員数」は、パート・アルバイトや事業主など会社の役員はカウントしません

■個人事業者の場合



個人事業主
共同経営者 (配偶者)
共同経営者 (後継者)
共同経営者は2名まで加入できます。

■法人の場合



役員
役員
監査役
商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に役員登記されている必要があります。

取扱機関名

一般社団法人
TKC企業共済会

お問い合わせ・お申込は当事務所の担当者までお気軽に！

◎小規模企業共済制度パンフも併せてご覧下さい

2020.03